

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十三号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（内部組織の長に準ずる職） 第六条（略） 一―三（略）	（内部組織の長に準ずる職） 第六条（略） 一―三（略） 四 広島県病院事業組織規程（平成二十一年 広島県病院事業管理規程第一号）別表第二 号の表に規定する院長（県立安芸津病院の 院長を除く。）の職 （部長又は課長に相当する職） 第十四条（略） 一・二（略）

附 則

（施行期日）

1 この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この人事委員会規則の施行の日前にこの人事委員会規則による改正前の職員の退職管理に関する規則第六条第四号又は第十四条第三号に掲げる職に就いていた者については、なお従前の例による。